平成２３年（フ）第１７６号
長崎県長崎市魚の町１番23―503号
破産者　山口　政行
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
札幌市南区川沿１条２丁目１番13号　カーサ藻岩台402号、開始決定時の住所札幌市南区澄川３条１丁目３番１―804号
破産者　伊藤　真弓
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８５号
札幌市北区北22条西４丁目２番27号
破産者　杉本　幸与
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５９号
北海道北広島市山手町４丁目７番地１
破産者　沖野眞紀子
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１号
横浜市港北区師岡町468番地12コンドミニアム・ヴェル大倉山513号、開始決定時の住所川崎市宮前区梶ケ谷1395番地１　シティコープ梶ヶ谷　501号
破産者　小嶋　　健
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
東京都稲城市向陽台６丁目９番地　１―204、前住所東京都稲城市東長沼1598番地の４　ダイアパレスグランデージ稲城304
破産者　小濱　清志
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
川崎市高津区子母口537番地２
破産者　宮本　純夫
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
富山県高岡市西藤平蔵280番地１
破産者　小島　孝治
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４５６０号
大阪府高槻市塚原２丁目１番６号
破産者　村上三四志
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９５号
兵庫県西宮市上田中町８番２―305号
破産者　佐藤　文康
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９号
熊本県八代市本町４丁目９番７号
破産者　尾坂　大介
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第５５号
北海道三笠市唐松町２丁目268番地
破産者　青島　孝雄
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第７３号
岩手県花巻市本館238番地９、開始決定時の住所岩手県花巻市浅沢71番地２
破産者　小野寺清孝
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第３８号
宮城県亘理郡山元町山寺字大平32番地209、開始決定時の住所岩手県花巻市東和町土沢１区161番地１
破産者　續木のり子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２４１号
愛知県岩倉市八剱町池田38番地１
破産者　千々石正彦
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３４号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地１　江南団地76棟302号、開始決定時の住所愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原29番地５
破産者　永田　　稔
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１０８７号
熊本市尾ノ上２丁目10番９号
破産者　島内　耕司
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部